

# **平成 23 年度税制改正等に関する提案 (全国知事会)**

**平成 22 年 10 月 19 日**

1 地方消費税の引上げを含む地方税改革の早期実現 …… P 1

2 地方環境税（仮称）の創設と地球温暖化対策税の創設に伴う  
地方税財源の確保 …… P 6

3 環境自動車税（仮称）の創設 …… P 6

4 地方法人課税の堅持 …… P13

5 地域間の財政力格差を是正する地方交付税の機能の復元・強化 …… P14

## 1 地方消費税の引上げを含む地方税改革の早期実現

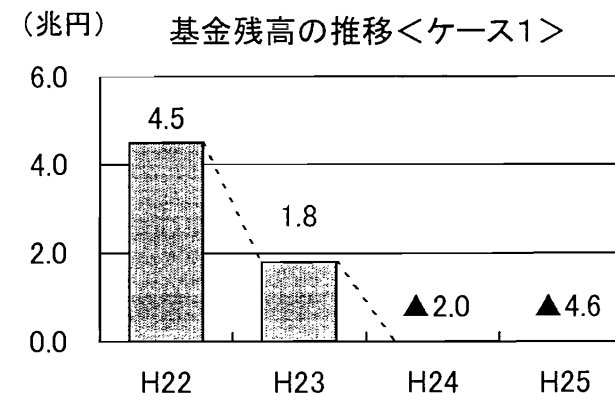
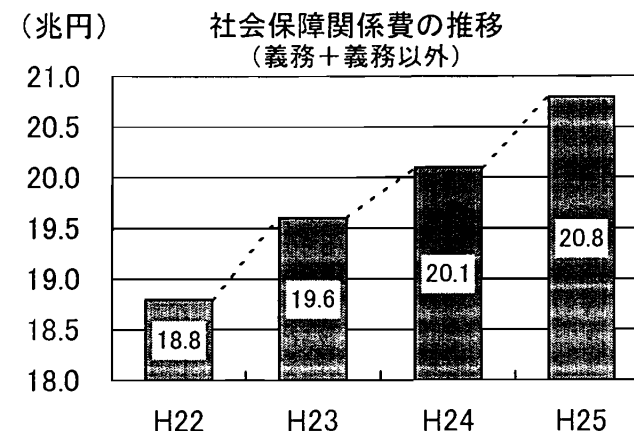
- 財政健全化は極めて重要な課題であるが、まずは経済成長戦略を着実に実行することが必要。その上で、納税者の納得や理解を得て、所得・消費・資産のバランスがとれた、国と地方を通じた税制の抜本的な改革を推進すべき。
- 今後、高齢化の進展等に伴い毎年度7,000～8,000億円程度の増加が見込まれる社会保障や、住民生活に必須の行政サービスを安定的に提供していくために、徹底した行政改革の推進、景気の回復、国民の理解を前提として、税制抜本改革の際には地方消費税を引き上げることが必要。
- 現在、地方消費税に加え、国の消費税の一部（29.5%）が地方交付税の原資とされ、消費税・地方消費税収全体の国と地方の配分割合は概ね3：2となっている。この比率が、今後の社会保障関係経費の国と地方の負担割合の見通しと一致することに十分留意することが必要。

# 地方財政は巨額の財源不足が見込まれる危機的な状況

- 地方財政は、平成 22 年度に地方交付税が 1.1 兆円増額されたものの、社会保障関係費の増嵩や景気悪化を受けた地方税の大幅な減収により、巨額の財源不足を抱えている
- 国の「中期財政フレーム」を踏まえ、地方一般財源総額が今後 3 年間同額であるとしても、社会保障の負担増加などにより、財源不足額は平成 25 年度には 10.4 兆円に拡大
- このままでは財源不足を補てんする基金は平成 24 年度までに枯渇し、地方公共団体の財政破綻の懸念が現実化

<ケース 1> GDP が内閣府試算・慎重シナリオ [経済成長率 H23: 1.7%、H24: 1.6%、H25: 1.6%]  
(単位: 兆円)

区 分	H22	H23	H24	H25	H25-H22
歳出 A	91.1	91.6	92.1	93.2	2.1
義務的経費	50.0	51.0	51.8	52.9	2.9
うち社会保障関係費	12.9	13.5	13.8	14.4	1.5
義務的経費以外の経費	41.1	40.6	40.3	40.3	▲0.8
社会保障関係費(義務以外)	5.9	6.1	6.3	6.4	0.5
生活関連等経費	9.0	8.9	8.6	8.6	▲0.4
公共インフラ整備・維持経費	15.4	15.4	15.3	15.2	▲0.2
地域活性化等経費	10.8	10.2	10.1	10.1	▲0.7
歳入 B	82.1	81.8	82.0	82.8	0.7
財源不足額 C = B - A	▲9.0	▲9.8	▲10.1	▲10.4	
基金残高	4.5	1.8	-	-	
なお残る財源不足額	-	▲0.4	▲2.0	▲4.6	



仮にこれを現行の地方消費税に換算すれば、4.2%相当

都道府県破綻

都道府県・市町村とも破綻

<ケース 2> GDP が内閣府試算・成長戦略シナリオ [H23: 1.7%、H24: 2.9%、H25: 3.0%]  
(単位: 兆円)

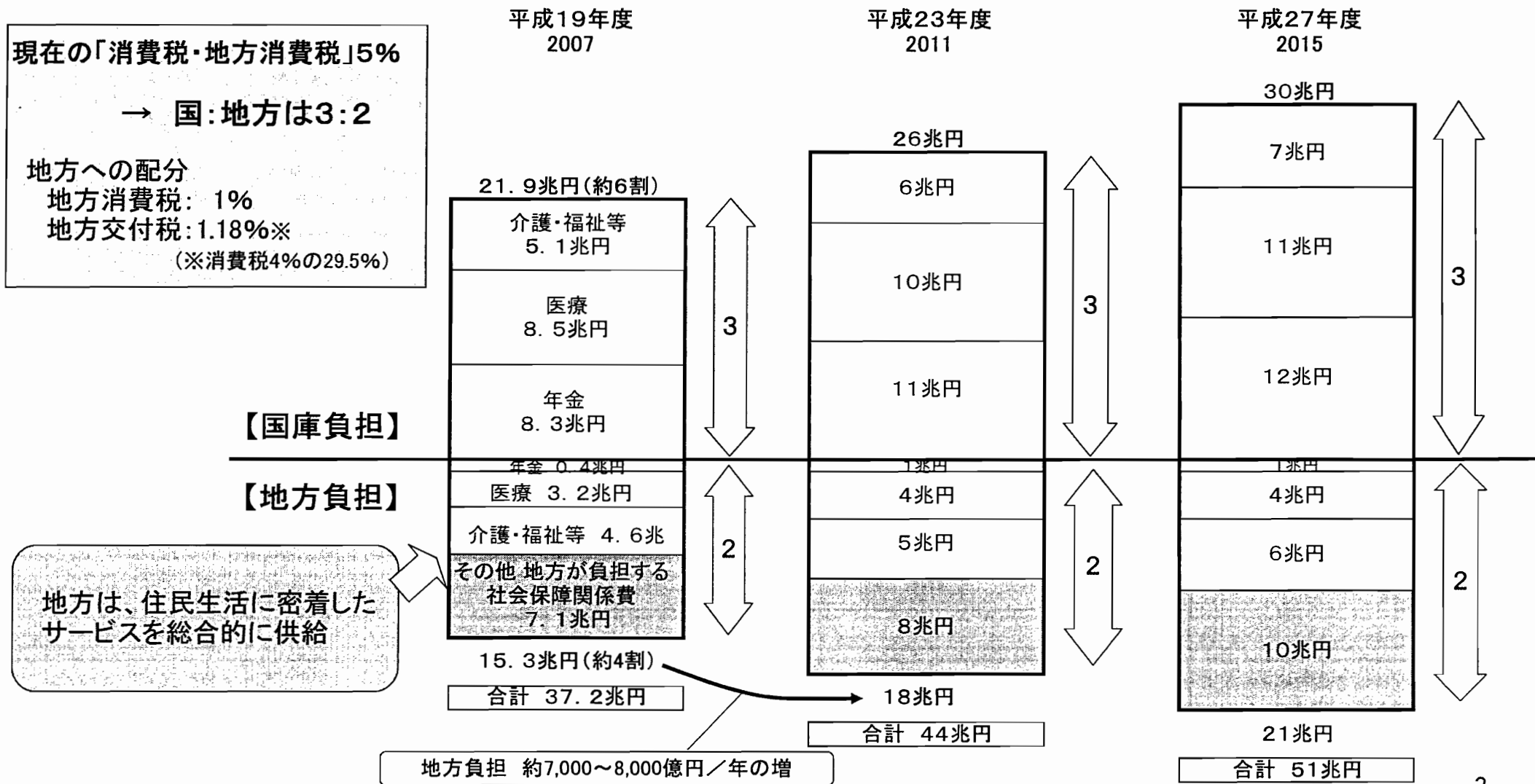
財源不足額	▲9.0	▲9.8	▲9.6	▲9.4	-
基金残高	4.5	1.8	-	-	-
なお残る財源不足額	-	▲0.4	▲1.9	▲4.4	

都道府県破綻

都道府県・市町村とも破綻

# 社会保障関係費に関する地方負担

- 地方は、国民健康保険や介護保険など、国と地方の応分の負担により運営する社会保障制度のほかに、保育所等の社会福祉施設の運営やケースワーカー等の配置、救急医療体制の確保など、地方独自の負担により、地域に密着したきめ細かなサービスを幅広く提供。
- 社会保障は、給付費のみではなく、施設運営費など制度運営上必要な経費が一体となって達成されるもの。



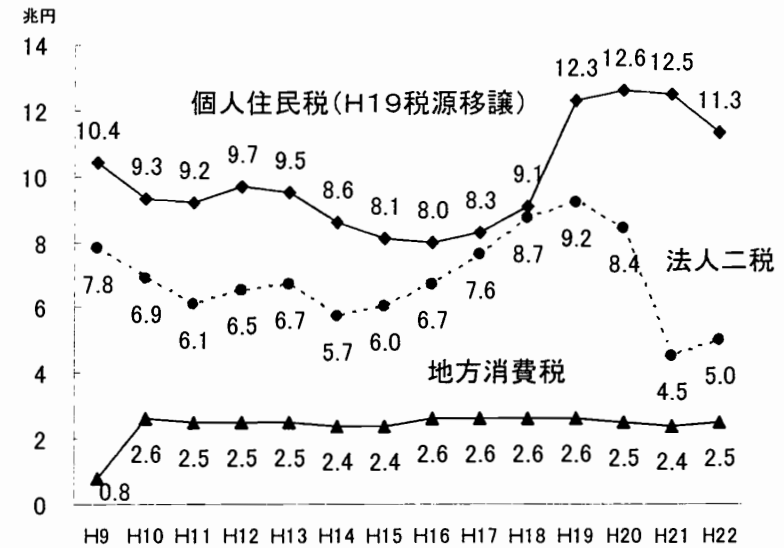
# 地方消費税について

## 1 地方消費税は偏在性が少ない

	人口1人あたり税収の偏在度	東京への集中度
地方消費税 (清算後)	東京 / 沖縄 = 1.8倍 (27千円) (15千円)	全国の13.9%
地方法人 二税	東京 / 奈良 = 6.6倍 (176千円) (27千円)	全国の26.2%
地方税全体	東京 / 沖縄 = 3.0倍 (540千円) (179千円)	全国の17.4%

②決算額による比較

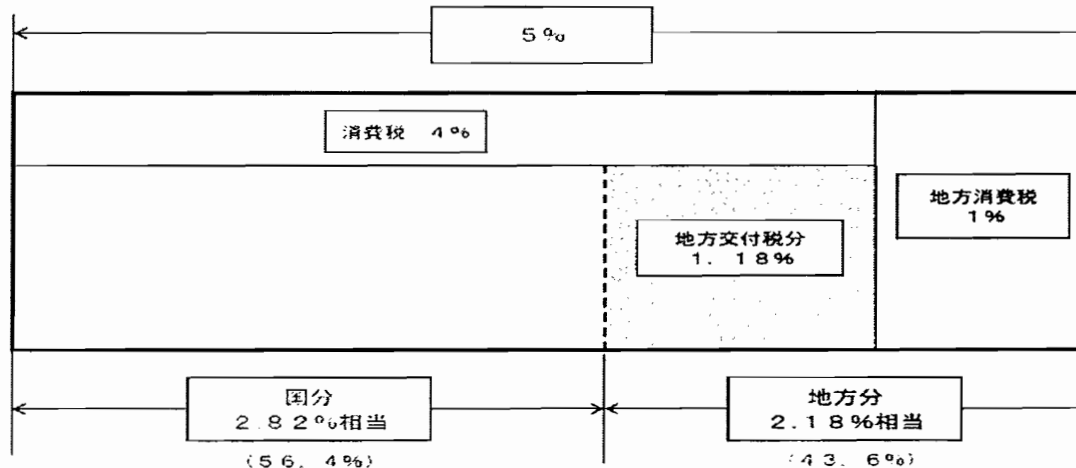
## 2 地方消費税の税収は安定的(税収推移)



20年度までは決算額、21年度は決算見込額、22年度は地方財政計画額  
地方法人二税には、地方法人特別譲与税額を含む

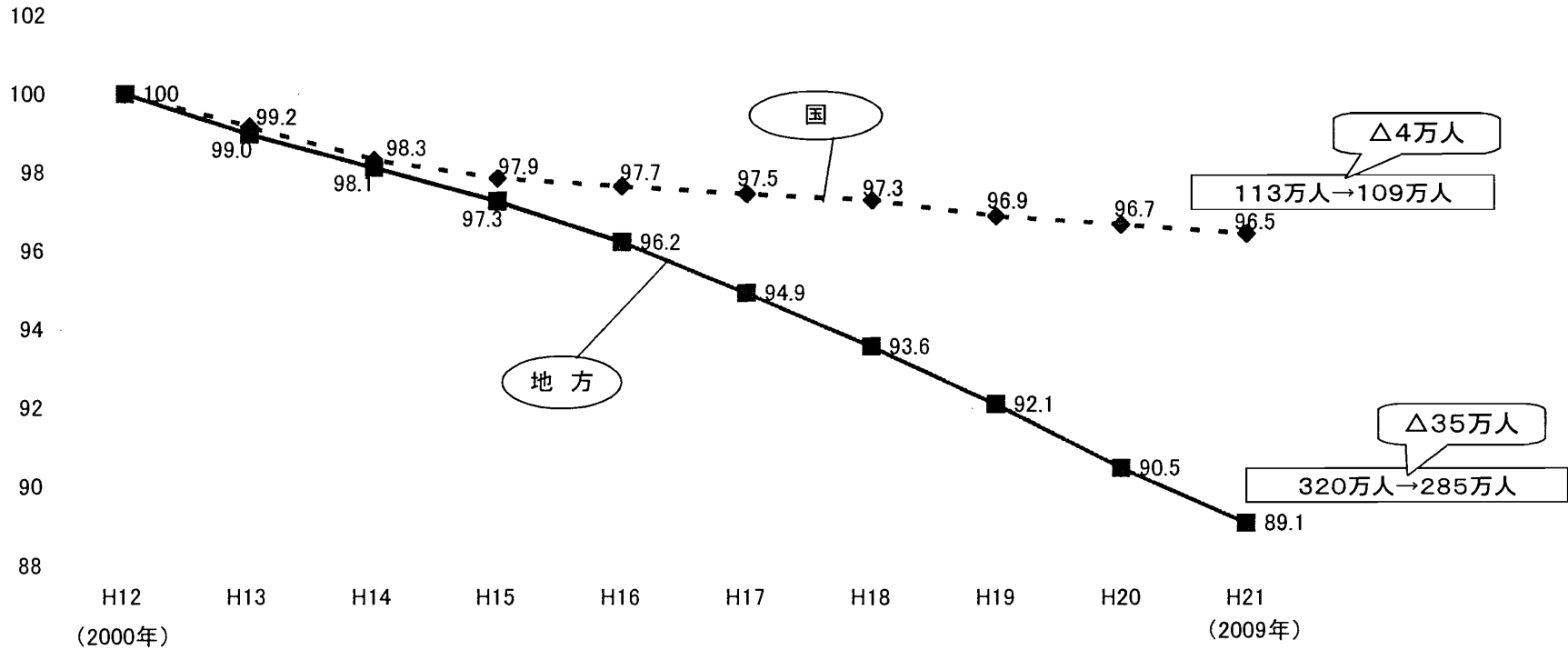
## 3 消費税の国と地方の配分

- いわゆる「消費税」5%のうち、1%分は「地方消費税」(国税としての消費税の税率は4%)。
- また、消費税(国税)の一部(29.5%)は、地方共有の財源として地方交付税の原資とされている。



# 地方公共団体は国を上回る不断の行革努力を実施

- |  |   |
|--|---|
| <p><b>【国】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○定員削減(H12~H21) △4万人(△3.5%)</li> <li>→ 定員削減による効果額<br/>△40,145人・8,500千円/人=△3,500億円/年</li> </ul> <p style="text-align: center; font-weight: bold;">合計 △3,500億円/年</p> | <p><b>【地方】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○定員削減(H12~H21) △35万人(△10.9%)</li> <li>→ 定員削減による効果額<br/>△349,191人・8,500千円/人=△3兆円/年</li> <li>○給与構造改革による人件費削減効果額 △6,000億円/年</li> <li>○独自給与カットによる給与削減額 △2,500億円/年</li> <li>○市町村合併に伴う特別職、議員数の減による効果額 △1,200億円/年</li> </ul> <p style="text-align: center; font-weight: bold;">合計 △4兆円/年</p> |
|--|---|



※人件費単価は「国家公務員給与について」(2009.5財務省主計局資料)による。地方公務員単価について、便宜上国家公務員単価を使用。

## 2 地方環境税(仮称)の創設と地球温暖化対策税の創設に伴う地方税財源の確保

### 1 地方環境税(仮称)の創設

- 現行の軽油引取税の当分の間税率部分について、地方環境税(仮称)(地方税)として課税。

※地球温暖化対策の推進と整合性のとれた地方税制の構築。

※温暖化効果ガス削減のインセンティブとするためには、環境負荷が発生する消費段階での課税が効果的。

※税源が大都市地域に偏在しない。

### 2 地球温暖化対策税の創設に伴う地方税源の確保

- 地球温暖化対策のための税のうち、石油石炭税と併せて徴収される部分については、その一定割合を地方税源化。

※地方公共団体も地球温暖化対策をはじめとする環境施策の推進において大きな役割を担っている。

### 3 現行地方揮発油譲与税の総額の確保

- 地球温暖化対策の観点から揮発油に対して地球温暖化対策のための税(国税)を課税するとしても、現行地方揮発油譲与税としての総額は確保。

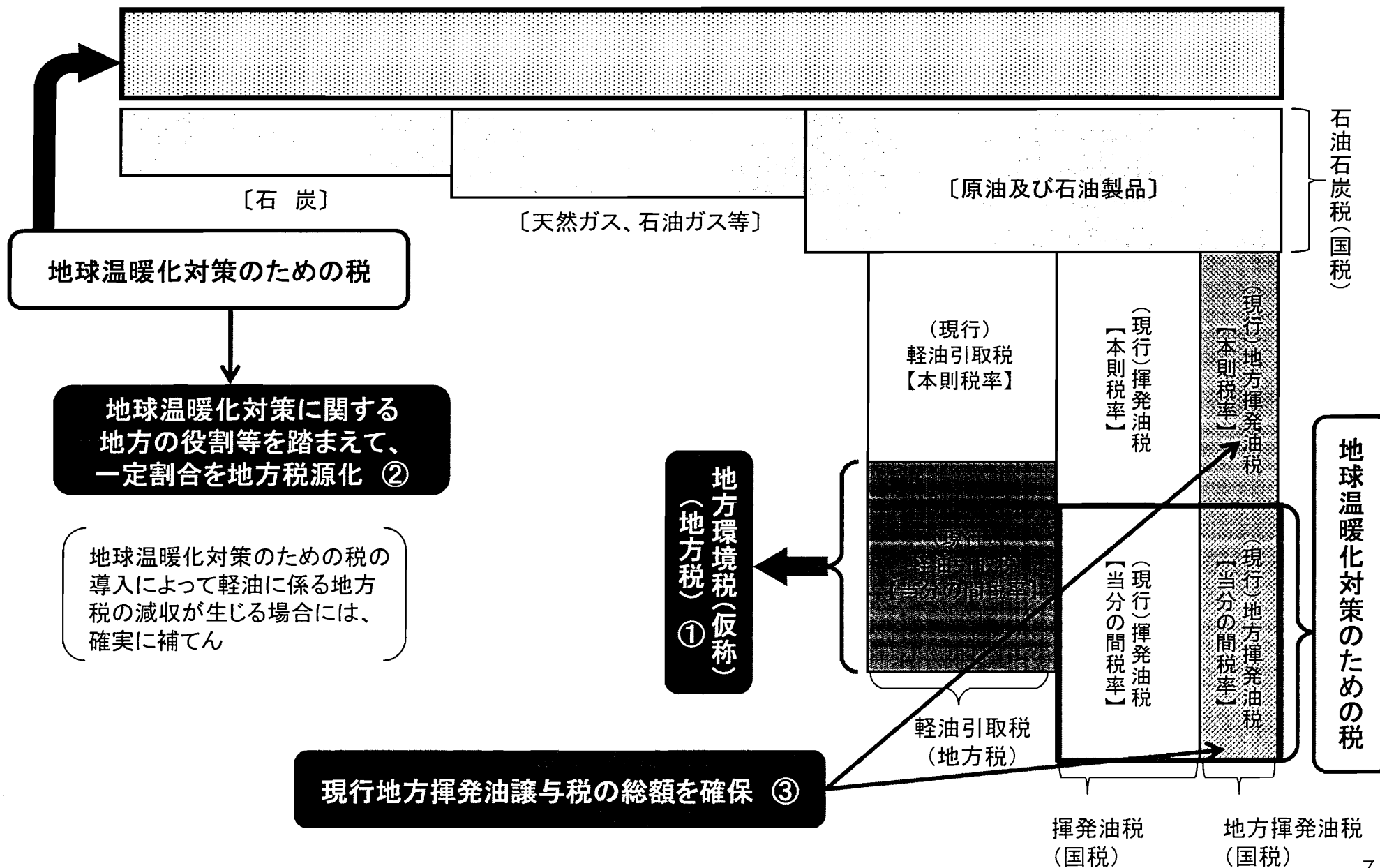
## 3 環境自動車税(仮称)の創設 (12頁参照)

- CO<sub>2</sub>排出削減と地方税源確保の観点から、自動車税と自動車重量税を一本化し、「環境自動車税」(地方税)を創設。



# 地球温暖化対策関係税の全体イメージ

⋯炭素比例を基本に税率を設定

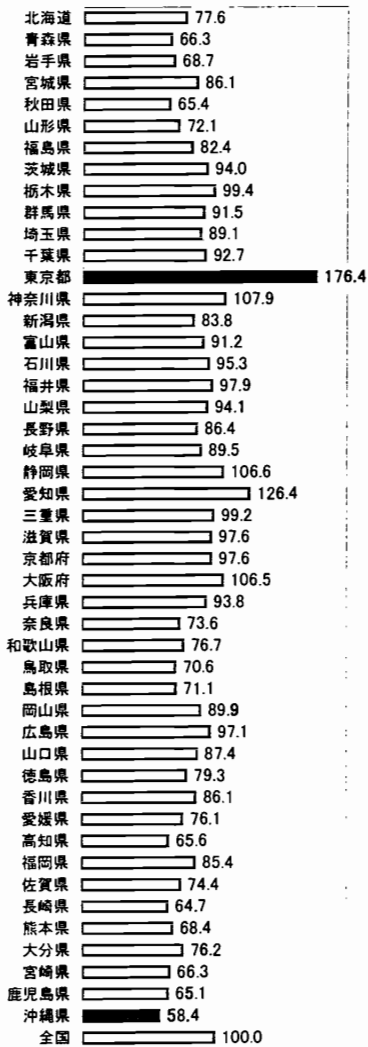


# 人口一人当たりの税収額の指数(平成20年度決算) (全国平均を100とした場合)

地方法人二税の大都市への税源偏在が課題となる中で、逆に軽油引取税は地方の税収ウエイトが大きい貴重な税目

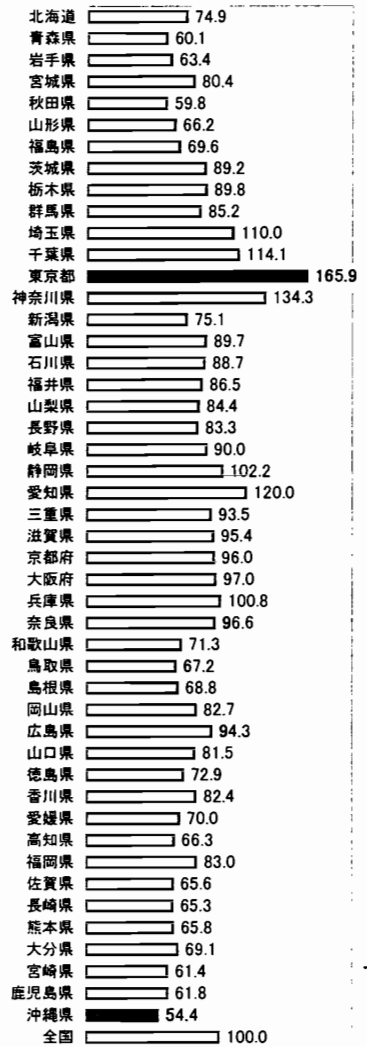
## 地方税計

38.9兆円



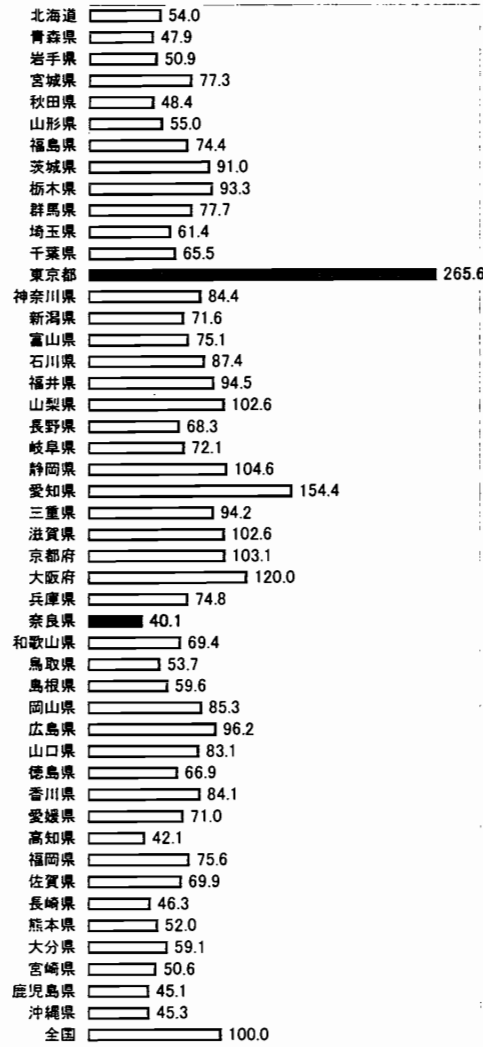
## 個人住民税

12.3兆円



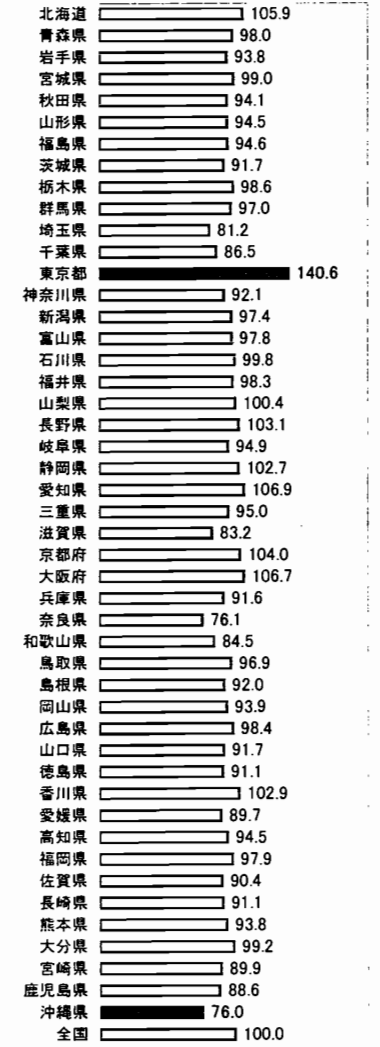
## 地方法人二税

8.4兆円



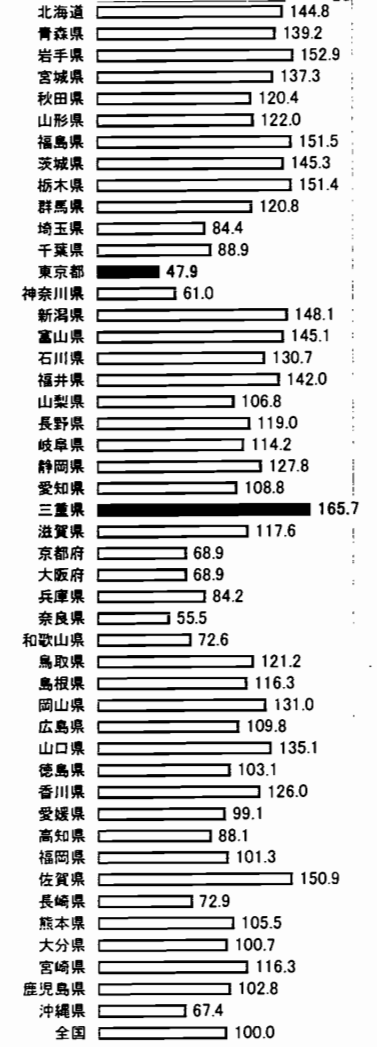
## 地方消費税(清算後)

2.5兆円



## 軽油引取税

0.9兆円



最大/最小: 3.0倍  
(東京)(沖縄)

最大/最小: 3.0倍  
(東京)(沖縄)

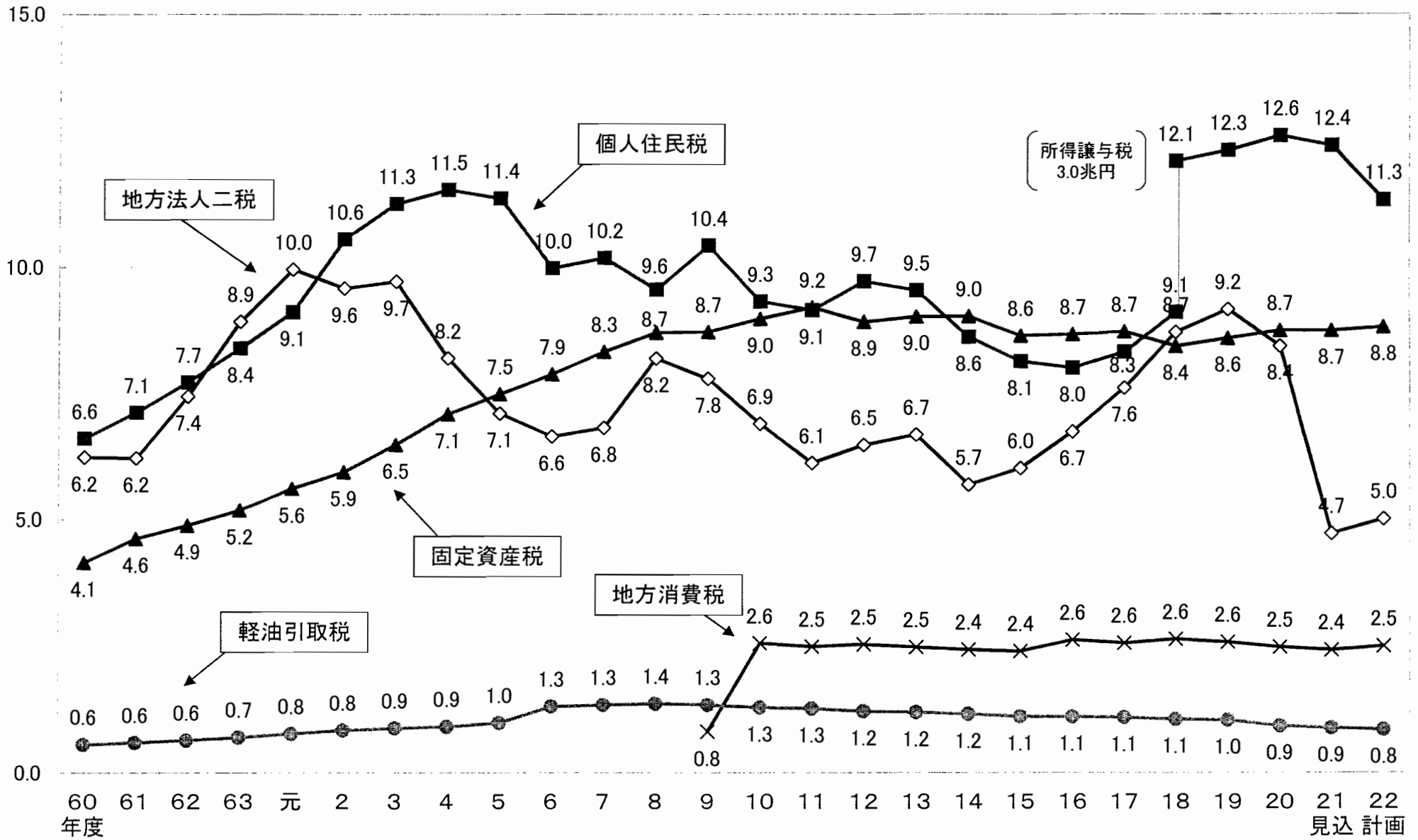
最大/最小: 6.6倍  
(東京)(奈良)

最大/最小: 1.8倍  
(東京)(沖縄)

最大/最小: 3.5倍  
(三重)(東京)

# 主要税目(地方税)の税収の推移

(兆円)



(備考) 1 計数は、超過課税及び法定外税を含まない。  
 2 平成20年度までは決算額、21年度は決算見込額、22年度は地方財政計画額である。  
 3 地方法人二税には、地方法人特別譲与税を含む。

## 地球温暖化対策について

### 地方公共団体の地球温暖化対策

平成22年度予算額

合計 **約1兆6,400億円**

(都道府県：約9,200億円、市町村：約7,200億円)

C02、メタン、一酸化二窒素、代替フロン等に関する対策 ・公共交通機関の利用促進 ・太陽光発電設備の導入促進 ・家庭用廃食油の資源化の促進	約1兆1,400億円
温室効果ガス吸収源対策 ・森林整備事業	約4,700億円
その他の対策 ・温暖化対策地域推進計画の策定 ・温室効果ガス排出量の調査、公表	約300億円
合計	約1兆6,400億円

### 国の地球温暖化対策

平成22年度予算額

合計 **約1兆1,284億円**

京都議定書6%削減約束に直接の効果があるもの	5,029億円
温室効果ガスの削減に中長期的に効果があるもの	3,405億円
その他結果として温室効果ガスの削減に資するもの	2,167億円
基盤的施策など	683億円
合計	1兆1,284億円

※ 総務省が予算額を調査し作成したもの。

※環境省報道発表資料を基に総務省が作成したもの。

地方は、国以上に、地球温暖化対策推進の上で大きな役割を担っている。

## (参考) 環境施策推進のための課税自主権の活用

### 1. 超過課税

#### ○「森林環境税」

【県民税(均等割)の超過課税】

・30道県で実施 (H22. 4. 現在)

※ 税額 個人:300円~1,000円/年  
法人:均等割額の5%~11% 等

※ 富山県では「水と緑の森づくり税」  
として課税(H17~)

・**税収額 226億円** (H20年度決算)

### 2. 法定外目的税

#### ○産業廃棄物税等

・27道府県で実施 (H22. 4. 現在)

#### ○その他の課税事例

- ・乗鞍環境保全税(岐阜県)
- ・環境未来税(北九州市)
- ・環境協力税(渡嘉敷村 他)

○**税収額 87億円** (H20年度決算)

地方公共団体は、地域における環境施策の推進のため、  
課税自主権を積極的に活用している。

## 環境自動車税(仮称)の創設

### 自動車税(地方税)

○排気量等に応じた課税

○毎年度徴収

※平成22年度税込

地方 1.6兆円

### 自動車重量税(国税)

○車両重量に応じた課税

○車検時徴収(2~3年ごと)

※平成22年度税込

国 0.4兆円  
地方 0.3兆円  
(自動車重量譲与税)

### 現行の自動車税と自動車重量税を一本化

・CO2排出抑制 ・地方税源の確保 ・自動車関係税の簡素化

### 環境自動車税(仮称)

・環境損傷負担金的性格 } を有する地方税  
・財産税的性格

## 4 地方法人課税の堅持

- ▶ 地方法人課税は、法人の事業活動を支える地方団体の様々な行政サービスに対して、法人が応分の負担をするという大原則に基づくもの。
- ▶ 仮に、国の法人税率を引き下げる場合には、法人住民税や地方交付税の総額が減少することから、地方の歳入に影響を与えることのないよう、地方税の減収は他の地方税の充実により、地方交付税の減収は法定率の引き上げ等により、地方税財源を確保すべき。

### ○経済産業省の税制改正要望

- ①法人税率の5%引下げ ⇒ 法人税(国税) ▲約1兆円
- ②中小法人軽減税率の7%引下げ ⇒ 法人税(国税) ▲約1,600億円

⇒ 国の法人税率の引下げに伴い、地方税及び地方交付税も大幅減

### 【地方への影響額】

(単位:億円)

	①法人税率の 5%引下げ	②中小法人軽減 税率の7%引下げ	影響額 計
地方税	▲ 1,700	▲ 280	▲ 1,980
交付税	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">法人税 1兆円 × 34%</div> ▲ 3,400	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">法人税 1,600億円 × 34%</div> ▲ 540	▲ 3,940
計	▲ 5,100	▲ 820	▲ 5,920

## 5 地域間の財政力格差を是正する地方交付税の機能の復元・強化

- 偏在性の少ない地方税体系の構築を目指したとしても、地域間の財政力格差を解消することはできず、地方税源の充実に伴い地方交付税の役割は一層重要。
- 平成23年度予算の概算要求においては、国の社会保障費の自然増約1.3兆円に対応する地方財源約7,000億円の確保を含め、一般財源総額について、平成22年度の水準を実質的に下回らないよう確保するとされた。  
⇒今後の予算編成においても、この概算要求の考えが貫徹されるべき。



# H23年度地方交付税の概算要求の概要

(総務省公表資料等より作成)

## 【財政運営戦略(H22.6.22閣議決定)】

- 地方交付税を含む「基礎的財政収支対象経費」について、H23～25の間、H22の規模(71兆円)を上回らない。
- 国は、地方財政の自主的かつ安定的な運営に配慮。
- 地方の一般財源の総額については、H23～25の間、H22の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保。

## 【H23予算の概算要求組替え基準(H22.7.27閣議決定)】

- 社会保障関係費は、自然増1.3兆円の増額を容認。社会保障関係費等を除き、一律、前年度比1割削減。
- 地方交付税は、「財政運営戦略」との整合性に留意しつつ、要求。

## 地方交付税の概算要求のポイント

- 社会保障費の自然増に対応する地方財源の確保を含め、一般財源総額について、実質的にH22の水準を下回らないよう確保。
- 地方交付税は、H22とほぼ同額を要求。  
※一般会計からの別枠の加算(1兆4,850億円)をH22同様に実施
- 財源不足を国・地方で折半し、国負担分について交付税率を引上げ(3年間固定し、予見性を高める)  
※国負担相当額 約5.2兆円(国税5税の16.5%相当→交付税率47.9%)

要求額 : 出口ベース 約16.9兆円 (H22比 △約300億円)  
《 入口ベース 約17.3兆円 (H22比 +約2,200億円) 》